

○ 受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について

〔平成18年5月23日矯成第3309号〕
矯正局長依命通達

改正 平成19年5月30日 矯総3362
平成20年5月30日 矯総3435
平成21年12月8日 矯成6474
平成24年3月27日 矯成661
平成27年5月28日 矯総1824
平成28年5月23日 矯成1423

標記について、下記のとおり定め、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3308号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成18年5月24日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配慮願います。

なお、昭和38年8月31日付け法務省矯正甲第789の3号当職通達「分類調査のための資料の活用について」、平成13年3月22日付け法務省矯医第663号当職依命通達「受刑者分類規程の実施について」の全部改正について及び同日付け法務省矯医第664号当職通達「分類調査票の記載要領について」は、廃止します。

記

1 処遇調査の方法（訓令第4条関係）

- (1) 処遇調査に当たっては、当該刑事施設その他の矯正施設においてその者の処遇上作成した資料を活用すること。特に、少年鑑別所において資質の鑑別を受けたことのある者であって、刑事施設において初めて刑の執行を受ける者の刑執行開始時調査に当たっては、その者の少年簿を保管する少年鑑別所の長にその送付を依頼するなど、資料の収集に配慮すること。
- (2) 上記(1)の資料を活用するほか、法第91条に基づく公務所又は公私の団体への照会等適宜の方法により、資料を収集すること。この場合においては、本人その他の者の名誉を害しないように、また、本人の更生の妨げとならないように注意しなければならないこと。
- (3) 調査センターの長は、16歳未満の受刑者の刑執行開始時調査に当たっては、意見照会書（別紙様式1）により、当該受刑者の鑑別を行った少年鑑別所の長から処遇に関する意見を聴くこと。この場合、照会を受けた少年鑑別所の長は、意見通知書（別紙様式2）をもって意見を通知すること。
- (4) 刑事施設の長は、20歳未満の受刑者の処遇調査において、必要と認める場合には、鑑別依頼書（別紙様式3）により、少年鑑別所の長に鑑別を依頼すること。

2 刑執行開始時調査（訓令第6条及び第8条第1項関係）

- (1) 刑執行開始時調査は、法第85条第1項第1号の指導と並行して実施して差し支えないこと。
- (2) 訓令8条第1項に基づき調査センターに収容する受刑者は、別表1のとおりとすること。
- (3) 刑事施設ごとの刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間は、別表2のとおりとす

ること。

- (4) 上記(3)にかかわらず、調査の過程においてそれ以上の調査を行う必要がないと判定された者については、実施期間を短縮し、又は実施内容を簡略化して差し支えないこと。
- (5) 上記(3)にかかわらず、平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」記3の(3)のアによりその処遇指標における属性の表示の最先順位がW若しくはFとなることが确实と認められる者又は確定施設において刑執行開始時調査を行うことが著しく不相当と認められる者（以下「仮判定対象者」という。）の刑執行開始時調査については、確定施設においては、処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、その余の調査は処遇施設において行うことができること。この場合においても、当該仮判定対象者の判決謄本、被収容者身分帳簿等の資料（過去に当該仮判定対象者を収容した矯正施設において作成した資料を含む。）の精査により実施できる調査は、できる限り確定施設において行うこと。

3 再調査（訓令第7条及び第8条第2項関係）

- (1) 訓令第8条第2項に基づき調査センターに収容して再調査を行う受刑者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 少年院において刑の執行を受け、16歳に達した者
 - イ 矯正管区の長が少年院において刑の執行を継続することが不相当と認める者
 - ウ 特定の刑事施設で実施する特別改善指導を受講させる必要性の有無を判断するため、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者
 - エ 処遇の効果が認められないことその他の理由により、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者
- (2) 上記(1)のイ、ウ又はエの場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターによる収容再調査認可申請書（別紙様式5）により行うこと。
- (3) 再調査の実施期間は、上記(1)のア又はイに該当する場合については、おおむね40日間とし、それら以外の場合については、これを実施する刑事施設の長が必要に応じて定めること。
- (4) 定期再調査を行う時期は、受刑者の処遇要領に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）第4条の規定による受刑者の矯正処遇の目的の達成状況の評価が評定された後とし、その実施方法は、主として直近の当該評価及びその判断の基礎となる資料を用いるほか、必要に応じて、面接、診察、検査、行動観察等による調査を併せて実施すること。
- (5) 刑の執行停止又は仮釈放の取消しにより収容した者については、必要に応じて、刑執行開始時調査に準じた調査を行うこと。

4 調査センター（訓令第9条関係）

- (1) 訓令第9条に規定する調査センターとして指定する刑事施設は、別表3のとおりとすること。
- (2) 別表1の1の(1)に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、東京矯正管区の調査センターにおいて行うこと。

- (3) 調査センターにおいて処遇調査を行うに当たっては、他の居室からできるだけ分離した居室、心理テスト室、面接室等のほか、適性発見のための作業を行わせる適性観察工場を十分に活用すること。
 - (4) 矯正管区の長は、必要と認めるときは、調査センターの長に対し、高度の専門的知識及び技術を有する職員を再調査の実施のために他の刑事施設等に派遣するよう指示すること。
 - (5) 上記(4)の場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターによる派遣再調査認可申請書（別紙様式6）により行うこと。
 - (6) 調査センターの長は、当該調査センターを経由して他の刑事施設又は少年院へ移送した者について、その者の処遇経過を確認し、今後の処遇調査の参考となる資料を得るため、必要に応じ、移送先の刑事施設又は少年院の長と密接な連絡をとり、追跡調査を行うこと。
 - (7) 矯正管区の長は、矯正局長の認可を受けて、調査センターの運営に関し、必要な細目を定めることができること。
- 5 処遇調査票（訓令第10条関係）
処遇調査票の様式は、別紙様式7のとおりとすること。
- 6 処遇審査会（訓令第11条関係）
処遇審査会の議事の経過及び結果については、議事録を作成すること。
- 7 経過措置（附則関係）
- (1) 訓令の施行の際、現に本依命通達により廃止された平成13年3月22日付け法務省矯医第663号当職依命通達「受刑者分類規程の実施について」の全部改正について」（以下「旧分類依命通達」という。）記の11の（3）に基づき、分類センターで入所時調査を行う受刑者として指定され、当該調査が未了である者は、法施行日以降は、原則として、本依命通達記の2の（2）にかかわらず、調査センターで刑執行開始時調査を行う対象とすることができること。この場合、当該受刑者に係る確定施設、調査センター及び処遇施設での刑執行開始時調査の範囲等は、本依命通達記の2の（3）及び（4）によること。
 - (2) 訓令の施行の際、現に旧分類依命通達記の11の（3）に基づき、分類センターで入所時調査を行わない受刑者とされ、かつ、同依命通達記の1の（1）のイに基づき、確定施設における入所時調査を既に実施済みである者は、法施行日以降は、原則として、本依命通達記の2の（2）にかかわらず、調査センターで刑執行開始時調査を行わない対象とすることができること。
 - (3) 旧分類依命通達により分類調査票が作成されている場合には、法施行日以降、処遇調査結果につき新たに帳票を作成する必要があるときには、当該分類調査票に加え、別紙様式7に定める様式を補完的に使用すること。
 - (4) 訓令の施行の際、現に旧分類依命通達程記の11の（4）に基づき、分類センターにおいて再調査を受けている者については、従前の例によること。

別表1 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う者

要件					除外事由		
	年齢	性別	執行すべき刑期	犯罪の内容等	受刑歴	属性	暴力団
1 26歳未満の者							
(1)	16歳未満	—	3年以上	—	—	—	—
(2)	16歳以上 20歳未満	男	1年以上	—	有	F	—
(3)	20歳以上 26歳未満	男	1年6月 以上	—	有	F	暴力団員
2 特別改善指導の受講に当たり特に調査を必要とする者							
(1)	26歳以上 30歳未満	男	10年以上	故意の犯罪行為により 被害者を死亡させた罪 によって刑に処せられた者	有	F	暴力団員
(2)	—	男	—	性犯罪者調査が必要と 認められる者	—	—	—
3 その他 その他矯正管区の長が調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う必要があると認める者					—	—	—

注1 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う者は、例えば、上記2(1)に該当する者については、年齢、性別、執行すべき刑期、犯罪の内容等のすべての要件を充たし、かつ、受刑歴、属性、暴力団のいずれの除外事由にも該当しないものとする。

注2 受刑歴とは、刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。

注3 暴力団員は、周縁的構成員を含まないものとする。

注4 性犯罪者調査とは、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙3の2の(2)のウに定める調査をいう。

別表2 刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間

対 象 者	刑 事 施 設 の 別	調 査 の 実 施 範 囲	調 査 の 実 施 期 間
調査センターにおいて刑執行開始時調査を実施する者	確 定 施 設	受刑者が調査センターにおいて刑執行開始時調査を実施する対象者であるか否かを判定すること。	速やかに判定を実施すること。
	調 査 セ ン タ ー	訓令第6条第3項各号に掲げる項目について詳細な調査を行うこと。	おおむね55日間
	処 遇 施 設	調査センターで作成された処遇調査票の内容について確認し、必要に応じてこれを補充するための調査を行うこと。	おおむね5日間
上段以外の者	確 定 施 設	訓令第6条第3項各号に掲げる事項について基礎的な調査を行うこと。	おおむね10日間
	処 遇 施 設	確定施設における調査の結果を踏まえ、訓令第6条第3項各号に掲げる事項についてより詳細な調査を行うこと。	おおむね20日間（ただし、刑執行開始時の指導が終了する前に限る。）

注：16歳未満かつ執行すべき刑期が3か月以上の者の調査センターにおける刑執行開始時調査については、本表にかかわらず、少年院に収容して刑を執行する必要性を判定するための調査を優先して行うこととし、その調査期間はおおむね15日間とすること。その判定に基づき少年院に収容する者については、この時点で刑執行開始時調査を中止すること。少年院に収容しない者については、引き続き調査センターにおいて刑執行開始時調査をおおむね40日間行うこと。

別表3 調査センターに指定する刑事施設

矯正管区	刑事施設名
札幌	札幌刑務所
仙台	宮城刑務所
東京	川越少年刑務所
名古屋	名古屋刑務所
大阪	大阪刑務所
広島	広島刑務所
高松	高松刑務所
福岡	福岡刑務所

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

意見照会書

当所収容中の下記の受刑者について、その処遇に関する意見を通知願います。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生 (歳)
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪 名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 平成 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 平成 年 月 日
 - (5) 入所年月日 平成 年 月 日
- 4 意見を求める理由

- 5 その他参考事項

別紙様式2

〇〇発第 号
平成 年 月 日

〇〇刑務所長 殿

〇〇少年鑑別所長

意見通知書

平成 年 月 日付け貴発第 号をもって依頼のあった意見について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 罪名
- 4 処遇に関する意見
（施設名）において処遇することが適当である。
- 5 4 の理由

- 6 その他参考事項

〇〇発第 号
平成 年 月 日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

鑑 別 依 頼 書

平成18年5月23日付け法務省矯成第3309号矯正局長依命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」記1の(4)に基づき、当所収容中の下記の受刑者について鑑別を依頼します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生 (歳)
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪 名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 平成 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 平成 年 月 日
 - (5) 入所年月日 平成 年 月 日
- 4 鑑別を必要とする理由

- 5 鑑別実施希望日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの間

- 6 その他参考事項

別紙様式 4 削除

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる収容再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる収容再調査の実施につき申請
します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 平成 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 平成 年 月 日
 - (5) 入所年月日 平成 年 月 日
- 4 処遇指標
- 5 再調査を必要とする理由
- 6 再調査実施希望日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの間
- 7 その他参考事項

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる派遣再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる派遣再調査の実施につき申請
します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 平成 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 平成 年 月 日
 - (5) 入所年月日 平成 年 月 日
- 4 処遇指標
- 5 再調査を必要とする理由
- 6 再調査実施希望日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの間
- 7 その他参考事項

処 遇 調 査 票				
通 称 ・ 別 名	入所年月日	入所事由	施設名	称呼番号
ふ り が な				
氏 名 ・ 性 別				
(男・女)				
生 年 月 日	(歳)			
犯 数 ・ 入 所 度 数				
年 月 日	処 遇 指 標 等		施 設 名	写 真
				(. .)
処 遇 調 査				
年 月 日	調 査 の 種 類	摘 要	施 設 名	所 長 印
特 記 事 項				

身上(1)

()

文書番号		年 号		年月日		年 月 日		あて先		地方更生保護委員会	
身上調査書(甲)			送付	年月日						保護観察所 (支部・駐在官)	
通称・別名						本 籍					
ふりがな											
氏 名						帰 住					
年 齢		年 月 日				予 定 地		電話 ()			
引受人等の 状況	住 所							電話 ()			
	氏 名					年 齢		歳			
	続 柄					職 業					
区 分	1 刑	2 刑	刑		刑		刑		刑		
言渡しの日		
確定の日		
言渡し裁判所											
罪 名											
刑名・刑期											
一部猶予期間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)		
一部猶予期間 中の保護観察	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
通 算	裁定 日 法定 日	裁定 日 法定 日	日		日		日		日		
執 行 済	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
罰 金	円納・未納		円納・未納		円納・未納		円納・未納		円納・未納		
刑期起算日		
実刑部分執行 終了日		
刑期終了日		
法定期間の末日		
一部猶予期間 の終了日		
収容した日	. .	入所度数			処遇指標						
執行関係の 特記事項											
参考事項											

<p>犯罪の概要、 動機及び原因</p>			
<p>犯の罪特性徴</p>	<p>反社会的集団との関係</p>		
<p>共の犯状者況</p>	<p>氏 名</p>	<p>本人との関係</p>	<p>処分内容・住所又は収容施設名等</p>
<p>被害者等</p>	<p>被害者本人の氏名</p>	<p>被害者等の住所・連絡先，本人との関係，心身の状況，生活状況，被害に関する心情，被害者等に対する謝罪・被害弁償の状況その他参考事項</p>	
<p>精神状況</p>	<p>知能段階 性格特徴 精神障害</p>		
<p>身体状況</p>	<p>身長 c m 体重 k g 視力 左 右 既往症 現在症 文身その他</p>		
<p>将来設計の計</p>	<p>本人の志向（施設内における志向・釈放後の生活の計画） 職業・教育等の適性</p>		

身上(3)

()

続柄	氏名	年齢	職業	住所	性行・本人との親疎
家族その他の生活環境					
生活歴（生育歴、教育歴、職業歴、非行・犯罪歴）					
	入所直前の住居及び職業				

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
<p>1 心身状況</p> <p>2 犯罪傾向</p> <p>3 保安上の留意事項</p> <p>4 居室配置上の留意事項</p> <p>5 保護上の留意事項</p> <p>6 その他の留意事項</p>				

【処遇調査票】 処遇情報(2)

()

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
作業	1 本人の希望・意欲 2 職歴・資格の有無 3 作業・職業訓練歴 4 作業適性 5 その他			
改善指導	1 本人の希望・意欲 2 改善すべき問題点 3 改善指導歴 4 その他			
教科指導	1 本人の希望・意欲 2 学歴・学力 3 教科指導歴 4 その他			

【処遇調査票】 補充用紙

()

施設名	番号	氏名	年月日	担当者

処遇調査票作成要領

1 処遇調査票の構成及び施設別作成範囲

処遇調査票の構成並びに確定施設、調査センター及び処遇施設の別に対応する作成範囲は、別表のとおりとすること。

2 一般的注意事項

- (1) 処遇調査票の様式の一部は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令。以下「社会内処遇事務規程」という。）様式第3号「身上調査書（甲）」の様式に一致しているので、その写しを身上調査書（甲）として用いること。
- (2) 記載内容を修正する場合（単なる誤記の場合を除く。）は、いわゆる見え消し（訂正又は削除する部分に線を引き、これに近接した場所に変更後の事項を記載する。）の方法によるものとし、必要に応じ、その事由を「再調査（○年○月○日）による。」のように余白に付記すること。記載内容を補充する場合も「再調査（○年○月○日）による。」のように付記すること。
- (3) 必要に応じ、記載内容の情報源について、判決書謄本、被収容者身分帳簿等の関係文書によるものか、本人の供述によるものかを付記すること。
- (4) 再調査の記録については、必要に応じて補充用紙を使用し、その冒頭に「再調査（○年○月○日）」のように記載すること。

3 各ページの記載要領

(1) 「表紙」

ア 氏名欄，入所年月日欄等

- (ア) 年齢欄には、刑執行開始時調査時の年齢を記載すること。
- (イ) 犯数欄には、「初犯」，「準初犯」又は「累犯」と記載すること。
- (ロ) 入所度数欄には、刑の執行を受けるために刑事施設に入所した度数を記載すること。ただし、刑事施設等間の移送により入所した場合又は仮釈放の取消し等により残刑の執行を受けるためにのみ復所した場合は、入所度数に含めないこと。
- (ハ) 入所年月日欄には、例えば「18. 4. 1」と記載すること。
- (ニ) 入所事由欄には、「直入」「資格異動」「復所」「移送」等の別を記載すること。
- (ホ) 施設名欄は、「東拘」「大阪刑」のように略記しても差し支えないこと。

イ 処遇指標等欄

受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3314号大臣訓令）別表及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」記7の(1)に規定する符号により記載すること。

ウ 写真欄

撮影年月日を付記すること。

エ 処遇調査欄

- (ア) 調査の種類欄には、「刑執行開始時（調査）」，「定期（再調査）」又は「臨時（再調査）」のように記載すること。
- (イ) 摘要欄には、調査の目的、結果等を簡潔に記載すること。調査センターにおいて処遇調査を行うことが相当と判定した場合には、どの基準により判定したかを、「センター対象基準1(1)」（本依命通達別表1の1の(1)に該当する場合），「センター対象基準ウ」（本依命通達記3の(1)のウに該当する場合）のように記載すること。

オ 特記事項欄

処遇上特に注意を要する事項等を記載すること。

(2) 「身上(1), 「身上(2)」及び「身上(3)」のページは, 社会内処遇事務規程様式第3号「身上調査書(甲)」に係る記載要領によること。

(3) 「総合所見」

特に精密な処遇調査を必要とする場合に, 面接所見, 心理検査結果, 犯罪歴等関係資料, 身体状況その他の資料に基づいて, 受刑者の人格, 環境, 犯罪性及びそれらの相互関係につき, その全体像を記載すること。

ア 人格所見欄には, 個々の性格特徴あるいは特性, 性格類型の記述にとどまらず, より力動的な心理機制をも記載し, さらに, 現実の生活場面での生活態度や価値観等にも触れることが望ましいこと。

イ 問題点とその分析欄には, 人格, 生活環境, 犯罪歴等における問題点を明らかにし, これらの相互関係を分析して犯罪性の解明を図ること。今回の犯罪の原因の分析だけではなく, 改善更生及び円滑な社会復帰のための処遇の手掛かり, 並びに収容生活において予想される適応性や問題点等をも記載することが望ましいこと。

(4) 「処遇情報(1)」

処遇全般の留意事項について記載すること。

ア 心身状況欄には, 心身の状況に関して特記すべき事項を記載すること。精神若しくは身体上の疾病若しくは障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる場合(M若しくはPを指定する場合)又は医療上等の配慮を要すると認められる場合(m, p若しくはsを付す場合)には, その判定理由等を簡潔に記載すること。

イ 犯罪傾向欄には, 犯罪傾向の進捗及びその判定理由を記載すること。

ウ 保安上の留意事項欄には, 保安上の観点からの一般的注意事項及び危ぐされる反則, 事故の種類とその理由を, 例えば, 現在の心理状況, 対人接触の持ち方, 反則歴, 反社会性集団との関係等から記載すること。

エ 居室配置上の留意事項欄には, 処遇施設の実情を考慮して, 共同室, 夜間単独室, 昼夜間単独室等の別その他居室配置上の留意事項を記載し, その理由, 必要とされる条件等を付記すること。

オ 保護上の留意事項欄には, 仮釈放申請審査に向けて留意すべき事項, 釈放時の保護的措置につき留意すべき事項等を記載すること。

カ その他の留意事項欄には, 外国人である場合の留意事項, 余暇活動に関する事項, 就労支援に関する事項, 被害者に関する事項等, 上記アからオまでに該当しない処遇上特に留意すべき事項があれば記載すること。

(5) 「処遇情報(2)」

矯正処遇実施上の留意事項を記載すること。

ア 作業欄

本人の希望・意欲, 職歴, 資格の有無, 刑務作業(職業訓練を含む。)歴, 作業適性その他作業指定等に当たり留意すべき事項を簡潔に記載すること。

イ 改善指導欄

本人の希望・意欲, 改善すべき問題点, 改善指導歴その他改善指導の実施に当たり留意すべき事項を簡潔に記載すること。

ウ 教科指導欄

本人の希望・意欲，学歴・学力，教科指導歴その他教科指導の実施に当たり留意すべき事項を簡潔に記載すること。

(6) 「処遇経過」

ア 作業に関する事項，改善指導に関する事項，教科指導に関する事項，余暇活動に関する事項，その他の事項に区分し，それぞれ書き始めの位置をずらし，時系列に従って記載すること。

イ その他欄には，制限区分，褒賞，懲罰等に係る事項を記載すること。

ウ 本ページの記載に当たっては，各担当部署との連絡を密にし，遺漏のないよう特に注意すること。

(7) 「保護」

保護調整に関する各種照会，身上調査書・身上変動通知書の発信，生活環境調整状況通知書の受領，引受人・帰住予定地の変更，仮釈放を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査，仮釈放を許すべき旨の申出，地方更生保護委員会委員・同保護観察官による面接，仮釈放を許す旨の決定，就労支援，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に係る通報，警察への出所情報の提供，釈放時保護に係る措置（出迎えの有無，帰住旅費等の支給，保護カードの交付の有無等），釈放時の状況（釈放時に交付した領置金・作業報奨金の額，乗車保護の実施の有無，釈放時の特記すべき動静等）等について，時系列に従って記載すること。

(8) 「補充用紙」

各ページの記載欄が不足する場合にそれを補充するための追加ページとして使用するほか，再調査，精神科診断，心理検査，保護相談，カウンセリング，指導結果等の記録用紙として適宜使用すること。

4 編てつ方法

(1) 処遇調査票の各ページの編てつ方法は，別表中の番号の順序によるものとし，同一のページが複数枚にわたる場合には，欄外の括弧内に1から順次一連番号を付し，その順序に従って編てつすること。

(2) 補充用紙については，上記(1)にかかわらず，関連するページの次に編てつすること。ただし，再調査の結果を記録した補充用紙については，原則として「処遇情報(2)」のページの次に順次編てつすること。

5 処遇調査票に編てつする資料等

(1) 集団心理検査の結果

集団心理検査は，原則として確定施設において実施し，集団心理検査管理システム等により出力された用紙を「身上(3)」のページの次に編てつすること。

(2) 入所時健康診断の結果

確定施設において，平成19年5月30日付け法務省矯医第3344号当職依命通達「被收容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」別紙様式1に定める健康診断簿の写しを上記(1)の集団心理検査の用紙の次に編てつすること。

(3) 精神科診断の結果

精神科医による診察が行われた場合には，診断書の写しを健康診断簿の写しの次に編てつすること。

なお，診断書が作成されていない場合には，必要に応じて，補充用紙を用い，診察日時，診断名，診察を実施した医師名等を診療録等から転記し，同様に編てつすること。

(4) その他の資料

上記(1)から(3)までのほか、処遇調査票の記載内容を補充する関係文書があれば、必要に応じ、関連するページの次に編てつすること。

別表

番号	ページの 表題	センター非該当		センター該当			備考
		確定 施設	処遇 施設	確定 施設	セン ター	処遇 施設	
1	表紙	○		○			仮判定対象者についても、確定施設において作成すること。
2	身上(1)	○			○		その写しを身上調査書とすること。
3	身上(2)	○			○		同上
4	身上(3)	○			○		同上
5	総合所見		△		△	△	特に必要と認める場合を除き、作成を省略して差し支えないこと。
6	処遇情報(1)		○		○	△	
7	処遇情報(2)		○		○	△	
8	処遇経過	△	○	△	△	○	
9	保護	△	○	△	△	○	
10	補充用紙	△	△	△	△	△	

(注1) ○は、必ず作成するページであることを示す。

(注2) △は、必要に応じて作成するページであることを示す。

(注3) 本表にかかわらず、執行すべき刑期が3月未満であって、他の刑事施設への移送を行わない受刑者については、処遇情報(1)及び(2)のページの作成を省略して差し支えない。